令和5年度高知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 更新研修開催要綱

1 目 的

障害福祉サービス等が適切かつ円滑に実施されるよう、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体及び運営主体

高知県、社会福祉法人高知県社会福祉協議会

3 日程、会場及び受講定員

	日 程	会 場	定員
グループ1	令和6年2月13日(火) 2月14日(水)	県立ふくし交流プラザ2階 多目的ホール (高知市朝倉戊 375-1	140名
グループ2	令和6年2月28日 (水) 2月29日 (木)		

- (注1) グループ分けについては、受講決定の通知時にお知らせします。
- (注2) 受講者の申込状況によっては、ご希望の日程で受講できない場合がありますので、予めご了承ください。
- (注3) 研修日程の詳細については、別添の研修日程をご覧ください。

4 受講対象者(次の要件を満たす方、ただし(1)の要件を満たす方を優先します)

対象区分	留意事項		
(1) 平成 31 年 3 月 31 日までにサービス管	※1回目の更新研修受講にあたっては、実務経験年数等は必要		
理責任者・児童発達支援管理責任者研修を	ありません。		
受講している者(令和元年度以降にサービ	※旧制度(平成30年度までのサビ管等研修)で修了した分野に		
ス管理責任者等更新研修を修了している者	応じた職種の更新が可能です(介護、地域生活、就労→サービ		
を除く。)	ス管理責任者の更新が可能 児童→児童発達支援管理責任者 の更新が可能)。		
	※実務要件を満たしている場合は、旧制度(平成30年度までの		
	サビ管等研修)で修了した分野と異なる職種の更新も可能で		
	す。		
	※旧制度(平成30年度までのサビ管等研修)の修了者について		
	は、 今年度 (令和5年度) が更新可能な最終年度になりますの		
	で必ず今年度中に更新研修を受講してください。		
(2) 2 回目以降の更新研修受講を希望する	※2回目以降の更新研修は、受講日前5年間の間に2年以上サ		
者	ービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支		
	援専門員としての実務経験を有すること又は、サービス管理		
	責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員と		
	して現に従事していることが必要です。		
(3) 実践研修修了者で1回目の更新研修受	※更新研修受講にあたっては実践研修終了日以後2年以上サー		
講を希望する者	ビス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援		
	専門員としての実務経験を有すること又は、サービス管理責		
	任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員とし		
	て現に従事していることが必要です。		

5 申込方法等

申込方法	電子申請 高知県電子申請サービスから申し込んでください。 ※県障害福祉課のホームページに申請フォームのリンクを 掲載しています。		・郵送等による申請は受付できません。 ・電子申請による申込方法は別紙をご確 認ください。		
申込期限	令和5年12月28日(木)17時		・必ず期限を遵守してください。 期限を超 過した場合は受理できません。		
必要書類	受講要件(1)の場合	・平成30年度以前のサービス管理責任者等研修修了証書・実務経験証明書(様式1)(※)	・電子申請での申込時に、必要書類をデータで添付する項目を設けています。 ・実務経験証明書と従事証明書について		
	受講要件(2)、(3)で実 務を証明する場合	・実務経験証明書(様式2) ・更新又は実践研修修了証書	は、押印が押されているものをデータで 添付してください。 ※旧制度 (平成30 年度までのサビ管等研修)で		
	受講要件(2)、(3) で現 に従事していることを 証明する場合	・従事証明書(様式3) ・更新又は実践研修修了証書	修了した分野とは異なる職種の更新を希望する場合は、実務要件を満たしていることを確認するため、実務経験証明書(様式1)を併せて添付してください。		
受講料	10,000円		・受講決定者に受講料の振込先を案内いたします。		
受講決定	受講の可否については、選考のうえ令和6年1月15日(月)までに電子メールで通知する予定です。				

6 修了認定等

研修の全課程を修了した方に対し、高知県知事が修了証書を交付します。

当日、10分以上の遅刻、途中退席及び早退並びに欠席があった場合は、その後の研修受講を認めず、当該 事由があった日の受講証明書及び修了証書を交付しません。

研修の進行にあたり、事務局の指示に従わない場合、その後の研修への参加を認めない場合があります。 事前課題(後日送付)を指定した日までに電子申請サービスで提出(回答)しない場合は、研修への参加 を認めません。

7 個人情報の取扱い

受講申込書により知り得た受講者個人の情報は厳重に管理したうえ、受講管理、修了書の発行、討議用小グループ編成にのみ使用し、本人以外の受講者はもとより外部に漏らすことはありません。

なお、受講者間の連携と交流を図るとともに、討議用に編成した小グループを受講者に周知するため、受講者氏名及び所属事業所等を掲載した名簿を作成のうえ掲示または配布する場合がありますので、予めご了承ください。

8 間い合わせ先

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 事業者担当(担当:小松・渋谷)

TEL: 088 (823) 9635 FAX: 088 (823) 9260

E-Mail: 060301@ken.pref.kochi.lg.jp